

第266回国有財産関東地方審議会

議事録

< 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による審議を行ったところ、内容は以下のとおり。>

開催期間	令和2年9月1日(火)～9月17日(木)
答申	令和2年9月17日(木)

1. 審議会委員

(敬称略、五十音順)

氏名	職名
井岡 智子	(一財)消費科学センター 企画運営委員
伊藤 宏	神奈川都市交通(株) 代表取締役社長
上條 正仁	(株)埼玉りそな銀行 シニアアドバイザー
小林 治彦	東京商工会議所 理事・事務局長
金野 美奈子	東京女子大学現代教養学部 教授
斉木 正人	不動産鑑定士
澤野 正明	弁護士
竹内 康	東京農業大学地域環境科学部地域創成科学科 教授
西尾 京介	(株)日建設計総合研究所 上席研究員
長谷川 秀行	(株)産経新聞社 論説副委員長
平田 京子	日本女子大学家政学部住居学科 教授
藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 教授
松田 京子	(福)東京都社会福祉協議会 福祉部長
松本 暢子	大妻女子大学社会情報学部 教授

2. 諮問事項審議

(1) 事務局による諮問事項等の説明

● 第1 諮問

東京都立川市泉町に所在する土地を立川市に対し、学校給食共同調理場敷地として減額売払いするとともに、公共下水道敷地として無償貸付けすることについて

(別添資料 P2)

本件は、東京都立川市泉町に所在する土地を、立川市に対し、学校給食共同調理場敷地として減額売払いするとともに、公共下水道敷地として無償貸付けしようとするものでございます。

(別添資料 P3)

今回ご審議いただきます財産のうち、学校給食共同調理場敷地は赤枠、公共下水道敷地は青枠で表示しております。

本財産は、昭和51年から52年に米軍から返還された立川飛行場跡地の一部で、JR中央本線「立川」駅の北方約3.8キロメートルに位置しております。周辺には、国営昭和記念公園、広域防災基地等がございますほか、平成22年4月開催の当審議会にてご審議いただき、立川市に対し減額売払しました、学校給食共同調理場（小学校11校が対象）が西側に隣接しております。

(別添資料 P4)

本財産のうち、赤枠で表示しております学校給食共同調理場敷地は、東西約160メートル、南北約75メートルの四角形の土地で、面積が1万2,000平方メートルです。

続きまして、青枠で表示しております公共下水道敷地は、狭長な土地で、面積が4,783平方メートルで、本財産の合計面積は16,783平方メートルとなっております。

いずれの財産も現況は更地となっており、都市計画におきましては、市街化調整区域（建ぺい率40%、容積率80%）に指定されております。

(別添資料 P5)

赤枠が、学校給食共同調理場敷地でございます。青枠が、公共下水道敷地でございます。

(別添資料 P6)

本財産は、戦前は旧陸軍の立川飛行場として、戦後は在日米軍の立川基地として使用され

てきましたが、昭和50年代に全面返還されました。返還されました立川飛行場跡地につきましては、昭和54年11月に、国利用、地元利用、留保地の3つに区分する、いわゆる、三分割答申の下、当審議会にお諮りしながら、国営昭和記念公園や広域防災基地等として処理を行ってきました。

その後、処理を留保しておりました本財産を含む留保地につきましては、平成15年6月の財政制度等審議会答申により、「原則留保」から「原則利用」に基本方針が転換されたことを受け、当局は、立川市に対し5年程度の間利用計画を策定するよう要請しました。立川市が平成20年並びに21年に利用計画を策定したことを受け、当局は、順次、当審議会に諮りながら、既設の学校給食共同調理場敷地などとして、立川市に処理を行ってきたところです。

立川市におきましては、利用計画が策定されてから10年が経過したため、再度、平成31年4月に、公共施設等も含め、利用計画について見直しを行い、今回ご審議いただきます「学校給食共同調理場」と「公共下水道」を本財産に整備するとの方針が示されました。

(別添資料 P7)

飛行場跡地の中央西側部分を中心に、昭和58年10月に国営昭和記念公園が開園したほか、同東側部分には、南関東地域において地震等広域的災害が発生した場合の災害応急対策拠点となる広域防災基地が整備されており、総理大臣官邸などが被災し、都心の災害対策本部としての機能が失われた際には、国の機関や都の災害対策本部予備施設として使用されることとなります。

このほか、国際法務総合センターや立川市庁舎などの国・地方公共団体の公共施設や幹線道路などのインフラ整備などに、当審議会でのご答申をいただきながら、全体で約418ヘクタールの跡地の処理を順次進めてまいりました。その結果、今後、処理を進めていくこととなる跡地は、現在、ピンク色で示した留保地等約42ヘクタールとなっております。

(別添資料 P8)

立川市は、既に整備した共同調理場より給食提供を受けている小学校(11校)を除く小中学校について、共同調理方式化を図るため、本財産に学校給食共同調理場を整備したいとしております。具体的には、調理場、事務室などの施設本体とともに、配送車の車庫や駐車場などの付帯施設を効率的に配置し、1日当たり8,500食の供給能力を持つ給食施設を整備したいとしております。これにより既に整備した共同調理場(1日当たり7,000食)と併せて、市内全ての小中学校に給食を提供することが可能となります。

なお、立川市は、本施設の整備について、民間の資金、技術を活用するPFI手法を活用して進めることとしております。

(別添資料 P9)

灰色が既に整備した共同調理場より給食提供を受けている小学校（11校）で、赤色が現行、単独調理方式から新たに整備する共同調理場より給食提供を受ける予定の小学校（8校）、黄色が現行、弁当併用外注方式から同様に共同調理場より給食提供を受ける予定の中学校（9校）です。

なお、灰色の小学校に対し給食を提供している、本財産西側の既設の学校給食共同調理場につきましては、それまでの2つの共同調理場の施設設備の老朽化並びに施設の効率化を図るとの観点から、平成22年4月に開催された当審議会にお諮りし、（立川市に平成23年に処分し）平成25年4月に整備され、給食が提供されているものです。

(別添資料 P10)

立川市は、現在の給食共同調理場より給食提供を受けている小学校以外の小中学校につきまして、

- ・ 単独調理方式の小学校では、継続を希望する意見はあるものの、敷地面積の制約から、給食の安全性を保証する衛生管理に必要な整備やアレルギー対応食専用室の設置が困難であること、
- ・ 中学校では弁当併用外注方式の給食喫食率が低下しており、保護者などから市に対し、小学校と同様に温かくて栄養のバランスに優れた給食を提供するよう求められていることから、

こうした状況に対応し、安全・安心な学校給食を提供するため、新たに共同調理方式による給食施設を整備することとしたものです。また、立川市は、このような、新たに給食共同調理場を整備する必要性について、地元市議会への報告やパブリックコメントを実施するなどして、整備方針を決定してきたところでもあります。

なお、本地に建設する理由としましては、対象校が市内全域に分布し、本地が効率的な配送に適していること、さらに、本施設において食糧・飲料水の備蓄を行うことにより、災害時に二次集積拠点として、一次避難所（小中学校）への災害支援物資提供を行う役割を果たすうえでも、適地とされたものです。

(別添資料 P11)

今後の整備スケジュールでございますが、立川市は、PFI法の規定に基づき、令和2年10月に事業者選定にかかる入札公告を実施のうえ、令和2年度末までには民間事業者を選定し、令和3年度に事業実施契約を締結することを予定しております。

なお、PFI事業の内容としましては、立川市が求める共同調理場の仕様（要求水準）に基づき、民間事業者が自ら資金調達し、施設的设计・建設を実施した後、施設の所有権を立川市に移管し、その後の維持管理運営まで一貫して行う方式、いわゆるBTO方式によることとしております。事業契約における実施設計完了後の令和4年度に本財産を取得し、令和

5年度の供用開始に向け、建設工事を行う予定であります。

(別添資料 P12)

処分条件につきましては、国有財産特別措置法第3条第1項第一号ハ及び財務省通達（返還財産の処分条件について）に基づき、減額し売払いすることとなります。

具体的には、適正規模（※）の範囲について時価から4割を減額する優遇措置が適用されることとなります。

また、契約方式につきましては、会計法の規定に基づき、随意契約によることとなります。

なお、売払いに当たりましては、国有財産法第29条の規定及び財務省通達に基づき、学校給食施設として10年間、用途を指定することとなります。

(※) 適正規模・・・当該施設を維持運営するために必要な最小規模をいい、財務省通達に基づき財務局長が定めるとされている。

(別添資料 P13)

公共下水道の利用計画について、立川市は、敷地の地下約2～4メートルに、全長約1,000メートルの下水道管を埋設する計画としております。

(別添資料 P14)

下水道には、市町村が単独で下水道事業を行う単独公共下水道と、都道府県が管理を行い、市町村が協同して下水道事業を行う流域下水道があります。立川市は、市の南側の地域が単独公共下水道（単独処理区域）、北側の地域が流域下水道（東京都が管理する流域処理区域である多摩川上流処理区・北多摩一号処理区・北多摩二号処理区）として整備されています。

本財産は、立川市単独処理区に所在しておりますが、本財産が所在する立川飛行場跡地留保地には、現在、立川単独処理区に接続するための公共下水道管が整備されておりません。

本財産の北側に接面する公道には、東京都の流域処理区域にかかる下水管に加え、上水道管などが埋設されており、新たに立川市の単独処理区域用の公共下水道管を設置するには大規模な工事を実施することになり、長期間に及ぶ交通制限等により、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、北側の公道への埋設を避け、本地に下水道管等を設置することが合理的かつ効率的であること、また立川市は残余の留保地内にスポーツ施設を配した運動公園の整備を計画していますが、その計画にも支障が生じないことから、本留保地内に整備することが妥当と判断したものです。

(別添資料 P15)

整備のスケジュールにつきましては、令和2年度中に無償貸付契約を締結した後、令和5年度の供用開始に向け、令和3年度から整備工事を行う予定であります。

(別添資料 P16)

処分条件につきましては、下水道法第 36 条及び財務省通達（返還財産の処分条件について）に基づき、全面積を無償で貸付けすることとなります。

また、契約方式につきましては、会計法の規定に基づき、随意契約によることとなります。

なお、貸付けに当たりましては、財務省通達に基づき、用途は指定しないこととなります。

追って、本施設が供用開始されました後におきましては、下水道法第 36 条の規定に基づき、譲与を行う予定としております。

●第 2 諮問

長野県上田市小牧字大田切に所在する土地及び建物等を公立大学法人長野大学に対し、大学施設及びその敷地として時価売払いすることについて

(別添資料 P17)

本件は、長野県上田市小牧字大田切に所在する土地及び建物等を公立大学法人長野大学に対し、大学施設及びその敷地として時価売払いするものでございます。

(別添資料 P18)

対象財産は、赤枠で表示しております。

本財産は、JR北陸新幹線「上田」駅の南東方約 2.0 キロメートル、長野大学本キャンパスの北東方約 3.6 キロメートルに位置し、周辺には、農地及び農家集落が所在しております。

都市計画上是、区域区分の定められていない都市計画区域に所在しております。

(別添資料 P19)

本財産を赤枠で表示しております。現況は、東側及び北側で市道に接しております。千曲川沿いに全長約 520 メートル、奥行き約 70 メートルのやや不整形な土地で、面積は 24,092 平方メートルとなっております。

(別添資料 P20)

本財産を赤枠で表示しております。千曲川の左岸に位置し、西側には農地及び農家集落、その更に西側は山地となっております。

(別添資料 P21)

本財産は、国立研究開発法人水産研究・教育機構の中央水産研究所上田庁舎として使用されてきた土地及び建物等であり、同庁舎が平成 31 年 3 月末をもって閉庁したことから不要

財産となり、今後、国庫納付される予定となっている財産であります。

公立大学法人長野大学は、本財産を同大学の研究施設及びキャンパスとして活用したいとして、中央水産研究所上田庁舎の閉庁が決定されて以降、取得の意向を示しており、閉庁された直後の平成31年4月より同機構から財産を借り受け、既に研究を開始しており、令和2年8月に当局あて取得要望書が提出されております。

本財産は、現時点においては、国有財産とはなっておりませんが、9月に国庫納付の認可を受ける予定であることから国庫納付後の処理が速やかに進められるよう、このタイミングで当審議会にお諮りするものでございます。

(別添資料 P22)

本財産上には、中央水産研究所上田庁舎として使用されてきた昭和47年と平成4年に建築された鉄筋コンクリート造り2階建ての実験室2棟や実験池などの施設・設備が残っており、長野大学は、本財産の施設・設備を取得・活用し、アユの種苗研究等千曲川流域の環境・生態研究に係る拠点施設「(仮称)淡水生物学研究所」を整備したいとしています。

また、同研究所を同大学の重要な教育研究拠点として位置づけ、将来的には大学改革の大きな柱である理工系学部及び大学院の教育研究施設としても活用したいとしております。

(別添資料 P23)

手前に見えます実験池でアユの種苗生産の研究開発、ウナギの資源管理研究など、実験池毎に様々な研究を実施していく計画としております。

奥に見えますのが、実験室などとして活用されている建物であります。

(別添資料 P24)

長野大学は、「地域と社会との密接な結びつきにより、学問理論の生活化を目指す」ことを建学の理念に、昭和41年に地元自治体(旧塩田町)の出資による公設民営大学として設立されております。

その後、平成29年4月の公立大学法人化に伴い、これまで以上に地域振興に貢献できる人材育成を進めるべく、大学の教育改革に取り組んでいるところでありまして、地元自治体(上田市)や地域企業等から理工系学部の設置を求められていることを受け、公立化された平成29年度から6年間の中期目標及び中期計画において、学部・学科編成の見直しを掲げております。

(別添資料 P25)

具体的には、見直しにあたり、現行の「社会科学系」の領域に加え、「理工系領域」など新たな学問領域の設置を検討しているところであります。

(別添資料 P26)

検討を進める過程で、中央水産研究所上田庁舎の閉庁が決定され、元々地元の漁協の誘致活動によって開設した本施設について、地元（商工会議所）からは引き続き研究の維持・継続の要望があり、大学としても学部・学科編成の見直しにあたり、課題であった教育研究環境の確保が本財産を活用することによって可能となることから、活用要望があったものであります。

地元要望のある研究の維持・継続にあたり、先ほど（財産の沿革で）ご説明させていただきましたが、現在同大学は、国立研究開発法人水産研究・教育機構より本財産を借り受け、維持管理を行いながら研究施設としての開設を目指した準備を進めるとともに、水産庁の委託事業でウナギの資源管理研究を行う「水産資源調査・評価推進事業」や他大学との共同研究などを既に開始しておりまして、これらの研究を今後も維持継続するために、本財産を取得し、早期に研究所の運営体制の構築を図りたいとしております。

また、国内でも稀で豊富な河川水を取水する研究施設であった本財産を小牧(こまき)キャンパスと位置づけ、地域の自然及び生物資源等を対象に生態学を中心とした学際領域の研究、教育及び産学官連携を行い、アジア地域との連携を深めた淡水生物学の国際的な研究拠点としての役割も果たす「(仮称)淡水生物学研究所」を設置・運営することで、理工系学部、学科新設に向けて喫緊の課題であった教育研究環境の確保が可能となり、教育研究の実績を積み上げ、理工系学部、学科新設を実現させたいとしております。

以上のとおり、長野大学が研究施設及びキャンパスとして本財産を取得することについては、必要性・緊急性が認められますことから、当審議会にお諮りすることとしたものでございます。

(別添資料 P27)

令和2年10月に国立研究開発法人水産研究・教育機構より国庫納付された後、売買契約までの間、長野大学に対し管理委託を行い、令和3年3月に売買契約を締結、令和3年4月に「(仮称)淡水生物学研究所」を開設する予定となっております。

開設後は、教育研究の実績を重ね、令和7年度に理工系学部の設置を目指す計画となっております。

(別添資料 P28)

処分条件につきましては、本財産は独立行政法人の不要資産として国庫に現物納付される財産であるため、全面積を時価で売り払うこととなります。

契約方式につきましては、学校教育法第1条に規定する施設であることから、会計法の規定に基づき、随意契約によることとなります。

なお、用途指定については、法令及び財務省通達に基づき、売買契約の日から10年間、大学施設及びその敷地として供さなければならない旨の特約を付すこととなります。

●第3 諮問

留保財産の選定について

(別添資料 P29)

本件は、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な土地につきまして、新たに留保財産として選定するものでございます。

(別添資料 P30)

留保財産とすべき地域・規模の要件などにつきましては、昨年10月に開催されました第263回国有財産関東地方審議会においてご答申をいただいております。この要件などに基づき、同年12月に開催されました第264回国有財産関東地方審議会におきまして16件の留保財産を選定し、ご答申をいただいたところです。

本日は、地域・規模要件などに該当し留保すべき財産2件についてご審議いただくとともに、併せて地域・規模要件などに該当するものの個別の状況を踏まえて留保しない財産1件についてのご説明をさせていただきます。

(別添資料 P31)

留保する財産の1件目は東京都港区白金台に所在する財産で、東京メトロ「白金台」駅の南東方約600メートルに位置する951平方メートルの土地でございます。

都市計画上は第一種中高層住居専用地域に指定され、建ぺい率60%、容積率200%となっており、住宅や公共施設等が建築可能です。

東西約33メートル、南北約29メートルの整形の土地で、鉄筋コンクリート造の建物が1棟存在しています。

(別添資料 P32)

周辺は共同住宅や戸建住宅が立ち並ぶ住宅地が形成されております。

本財産は留保財産選定基準の規模要件である1,000平方メートルを満たさないものの、規模要件に概ね相当する程度の面積を有した整形な土地であり、港区白金台という希少性の高い立地であることを踏まえ、有用性が高いと判断されることから、留保財産としたものです。

(別添資料 P33)

留保する財産の2件目として、東京都渋谷区代々木に所在する財産で、JR「新宿」駅の南西方約600メートルに位置する9,471平方メートルの土地でございます。

本財産につきましては、第263回国有財産関東地方審議会におきまして、渋谷区に対し、区民住宅等敷地及び特別養護老人ホーム等敷地として時価売払いすることについて適当とする旨のご答申をいただいたところです。その後、時価売払いに向けた渋谷区との見積り合せを行いました。国の予定価格の制限に達せず、契約を締結することが出来ませんでしたので、本件にかかる処分等方針につきましては、取消すこととなりました。

本財産は都心に所在する広大な財産であり、留保財産とすべき地域・規模の要件などにも合致することから、選定したものでございます。

都市計画は商業地域に指定され、建ぺい率80%、容積率500%となっており、店舗や事務所等が建築可能です。

東西約100メートル、南北約90メートルの整形の土地で、鉄筋コンクリート造の建物が6棟存在しています。

(別添資料 P34)

周辺は集合住宅やオフィスビルが立ち並ぶ商住併用地域が形成されております。

(別添資料 P35)

留保財産としない財産1件について、ご説明させていただきます。

対象財産は、新潟県新潟市中央区営所通二番町に所在する財産で、JR「新潟」駅の北西方約2.0キロメートルに位置する4,144平方メートルの土地でございます。

都市計画は、第二種中高層住居専用地域に指定され、建ぺい率60%、容積率200%となっております。

東西約90メートル、南北約50メートルのやや不整形な土地で、更地となっております。

(別添資料 P36)

本財産は、前面道路が幅員約5.8メートルの一方通行であり、接道条件が劣るほか、国及び自治体のニーズもなく、有用性があまり見込めない土地であることから、留保財産としないものです。

●報告事項

国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況について

(別添資料 P37)

報告事項についてご説明させていただきます。

(別添資料 P38)

平成27年度から令和元年度までの過去5年間の処理状況でございますが、答申をいただいた案件のうち、契約に至っていないものが4件、処分等方針を取消すこととしたものが3件という状況となっております。

また、平成26年度以前に答申をいただいた案件のうち、処理が完結していないものが2件という状況となっております。

(別添資料 P39)

新たに処分等方針を取消すこととしたものとしたものでは、第263回国有財産関東地方審議会において、ご答申をいただきました東京都渋谷区代々木に所在する土地を渋谷区に対し、区民住宅等敷地及び特別養護老人ホーム等敷地として時価売払いすることとした案件でございます。

(別添資料 P40)

本件につきましては、ご答申をいただいた後、売払いに向けた渋谷区との見積り合せを行いました。国の予定価格の制限に達せず、契約を締結することが出来なくなりましたので、本件にかかる処分等方針につきましては、取消すこととなりました。

(別添資料 P41)

平成26年度以前に答申をいただいた案件のうち、処理が完結していないものについてご説明いたします。

(別添資料 P42)

1件目は、平成20年8月の審議会においてご答申をいただきました、茨城県ひたちなか市新光町に所在する土地をひたちなか市及び東海村に対して、ごみ処理施設敷地として無償貸付けすることとした案件でございます。

(別添資料 P43)

不燃ごみ等処理施設の整備について、東日本大震災の影響により事業が延期となっているものでございますが、令和4年度に都市計画決定、令和5年度に無償貸付けを行い、工事着工、令和6年度に供用開始のスケジュールとなっております。私どもとしては、ひたちなか市及び東海村から示されたスケジュールに沿って処理を進めてまいりたいと考えております。

(別添資料 P44)

2件目は、平成21年12月の審議会においてご答申をいただきました、千葉県柏市柏の葉に所在する土地を東京大学に対して、大学施設敷地として時価売払いすることとした案件

でございます。

(別添資料 P45)

本件につきましては、東京大学において予算上の制約があることから、毎年度約2億円を措置し、分割で取得していたところでございます。残りが約1ヘクタールとなったことから、東京大学から今年度は残り全てを取得するとの意向が示されておりますので、処理を進めてまいりたいと考えております。

以上で報告事項の説明を終わらせていただきます。

(2)各委員からの意見・質問及び回答

●第1 諮問

意見・質問	回答
<p>○長谷川委員</p> <p>・立川市が単独調理方式の小学校と弁当併用外注方式の中学校に安全・安心な学校給食を提供するため、新しい学校給食共同調理場を整備するという計画は妥当だと思います。ただ、立川市が実施したパブリックコメントには反対意見も多くあったようです。立川市は、食中毒対策とアレルギー対策を万全にするためにも共同調理場が必要だと説明しているようですが、建設に反対している方々はこの説明に納得しているのでしょうか。その点をまずは確認させていただきます。</p> <p>・今後、整備を進めていく際にも、折に触れて住民に丁寧な説明する姿勢を続けることが大切だと思います。このことも要望として申し上げたいと思います。</p> <p>○藤倉委員</p> <p>・当該場所（を含む返還地）は立川市の都市計画上、市街化調整区域となっています。都市計画の変更の予定はあるのか、ご教示願います。</p> <p>・公共下水道（管）の整備は、同時に売り払いされる、新規の学校給食施設の汚水処理のためのものと考え</p>	<p>・立川市といたしましては、安全で安心な給食を提供するため、学校給食共同調理場の整備について、市民説明会を開催し、丁寧に説明しているとのことです。</p> <p>なお、市民説明会の具体的な開催状況については、直近では今年8月30日と9月2日の2回開催されており、今後も機会を捉えて複数回開催する予定と立川市から聞いております。</p> <p>・立川市に対し、市民へ丁寧に説明するよう伝えます。</p> <p>・学校給食共同調理場及び公共下水道につきましては、地方公共団体が事業の用に供する施設であり、市街化調整区域であっても整備可能であるため、都市計画の変更の予定はございません。</p> <p>・新規の学校給食共同調理場のみならず、現在、北側の流域処理区域に接続している既設の学</p>

て良いでしょうか（この下水道の先（北側）は流域下水道整備地域であるので、接続しないという理解で良いでしょうか。）。

・現存する（既設の）学校給食施設の汚水処理はどうなっているのでしょうか。

○井岡委員

・立川市が学校給食共同調理場敷地として希望される必要性は良く分かりました。共同調理場を集約することの意味と効率化、合理化は理解できます。

一方、反対を含む色々なご質問、ご意見が出ていることも親としては共感する点が多くあります。実際、私自身、子供の学校を選択する時に、「単独調理校」に魅力を感じていました。温かく美味しい給食、優れた食育を目指していただきながらも、増加している子供のアレルギーや今後の感染症のことを考えると「安全」が第1優先かと思えます。

このような色々なご意見に誠意ある広範なご説明が必要かと思えます。またその後も理解を得るために、説明会、試食会などをお願いしたいと思えます。

○斉木委員

・下水道は、道路沿いに通した方が効率的かと思われませんが、現在の線形とする理由について教えてください。

また、本件下水道敷設が将来の土地利用上の支障となるおそれはありませんでしょうか。

校給食共同調理場の下水道管についても、今般、単独処理区域内に新設する下水道管に切り回しのうえ、活用する予定でございます。

また、今後、東側留保地に整備される予定の施設の下水処理施設としても活用される予定でございます。

・これまで、既設の学校給食共同調理場から単独処理区域内に接続する公共下水道管が整備されておりませんでしたので、暫定的に北側の流域処理区域へ汚水処理を行っておりました。

今後、新設する下水道管が整備された場合には、既設の学校給食共同調理場の下水道管を、新設する下水道管に切り回しのうえ、活用する予定でございます。

・立川市に対し、市民へ丁寧に説明等を行うよう伝えます。

・道路沿いに通した場合、東側留保地の利用上、北側及び東側道路から進入する際に支障となることも考えられるため、今回の計画としたものでございます。

<p>○上條会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件については、売り渡し先、並びに利用目的（学校給食の共同化、災害対策）ともに公共性が高く適切なものと思料いたします。 一方で、学校給食の共同化については様々な意見が述べられていることから立川市側には学校関係者、保護者などの関係者に対しては十分な説明をつくすべく申し入れをお願いいたします。 また、立川市としては本件事業を行うに当たり PFI 方式を利用するとのことであるが、昨今のコロナ禍の状況で学校の長期休業に伴い給食関係者の事業継続が難しくなっている事例などあることを聞き及ぶに、PFI 方式を行った場合に想定すべきリスクについて十分に留意する必要があることを立川市側に注意喚起をお願いいたします。 <p>○竹内委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一次避難所への災害支援物資提供」を行うとありますが、災害時の隣接する広域防災基地との連携も視野に入れ、運用方法を考えていただければなお良いと思われます。このような意見があったことを先方にお伝えいただければと思います。 <p>○西尾委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有財産審議会が市町村に売り払いを行う場合、土地の利用に関して、地域住民との議論が十分に尽くされ、市町村として合意形成されていることが大前提になると考えます。その意味で、学校給食共同調理場としての活用に対して、少なからず反対意見が出され、住民の理解や納得が十分でない状況と見受けられることは、決して好ましいことではありません。立川市として、共同調理場としての活用を意思決定されていることを尊重し、これを前提として本審議では今回の諮問に同意しますが、先に整備された共同調理場の運営に関して、市民の不安が払しょくしきれていない状況であることを立川市として十分に認識いただき、引 	<ul style="list-style-type: none"> ・立川市に対し、学校関係者等へ丁寧に説明するよう申し入れます。 また、PFI 方式を行った場合に想定すべきリスクについても、十分に留意する必要がある旨のご意見があったことを立川市に伝えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見につきましては、立川市に伝えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見につきましては、立川市に伝えます。
---	--

<p>引き続き丁寧なご説明と理解を得るための努力を尽くしていただきたいことを意見として申し添えます。</p> <p>首都直下地震等、災害危険度が増しつつあると想定される状況において、地域の防災機能も期待されている本共同調理場の計画は、国有財産の用途としても重要な意味合いをもつものと考えます。この点も踏まえ、有事の際に、地域と連携した機動的なオペレーションが求められることを考慮し、地域住民との連携活動を計画段階より積極的に意識し、完成後も日常的な防災訓練等を通じて、地域との信頼に基づいて機能する拠点として活用していかれることを要望として申し添えます。</p> <p>○金野委員</p> <p>・市民から挙げられている複数の問題点は、いずれも重要な問題提起であると思います。これらに対し、市側は概ね形式的な説明に終始しており、十分な配慮がなされていないように見受けられました。慎重に判断すべき案件ではないかと思料いたします。</p>	<p>・立川市に対し、市民へ丁寧に説明等を行うよう申し入れます。</p>
---	--------------------------------------

●第2 諮問

<p>○長谷川委員</p> <p>・独立行政法人の不要資産を地域の教育機関で有効活用するのは、良い取組だと思えます。長野大学に対しては、地元自治体や地域企業から理工系学部の設置が求められているということですが、優秀な理工系人材を地域に輩出する拠点としてだけでなく、地域産業の活性化につながるような産学連携も想定しているのでしょうか。何らかの具体的なイメージがあるのならお教えてください。</p> <p>・現在、昭和47年に建設された施設があるということですが、老朽化等、防災上の観点から建替や耐震補強などの必要性はないのでしょうか。</p>	<p>・本研究所は、研究を通じ産学官連携を進めることで、地域産業振興や人材育成を図っていくことも目的としています。</p> <p>具体的な例として、地元漁協によるアユの放流事業にあたり、現在稚魚は他地域から調達しているため、調達コストが多くかかっているが、本研究所において生産コスト低減を目指す技術開発等アユの種苗生産の研究開発により、将来的に地元での稚魚の調達を可能とすることで、調達コストの低減を目指しています。</p> <p>・当該施設は平成24年の耐震診断の結果、耐震性能が良く、倒壊の危険性はないことが確認されています。</p>
--	---

<p>○井岡委員</p> <p>・これからの少子化の中で大学側も生き残りの為の特色ある対策を立てる必要があるのだと思いました。この大学の将来性はHPなどを拝見しても良くわかりませんが、この地域の特色ある産業の淡水漁業関係を地域活性化へつなげて行く一つのやり方として期待したいと思います。海の水産業は、高齢化、気候問題、国際問題的にもかなり厳しい環境になっていると感じています。日本の国内での多様な食料確保のためには陸地の養殖、淡水魚の活用はぜひ期待したいと思います。</p> <p>また、今ある施設を活用できることは良いことだと思いますし、学生にとっても地元の歴史や産業を知り、研究していくことは将来性もあり重要と考えます。</p> <p>○斉木委員</p> <p>・本件土地には、建物のほか、水槽等の工作物がありますが、時価売払いにあたってその価格をどのように算定したのでしょうか。</p>	<p>化以降、志願者が増加し、黒字経営ができており、本財産取得にあたっては、基金を活用する予定で、資金計画上問題ないものと判断しています。</p> <p>・大学にもお伝えさせていただきます。</p> <p>・ご答申いただき、処理相手方を決定した後、民間の不動産鑑定業者2者に依頼し、各々の鑑定士が算定した価格の平均価格を国の予定価格として決定しますので、価格は今後算定する予定となっています。</p> <p>ご質問のとおり本財産には実験池等の工作物がありますので、どのような評価条件を付すか、今後整理したうえで、不動産鑑定士に依頼する予定となっています。</p> <p>なお、施設内で研究に使用している水槽等の備品については、国立研究開発法人水産研究・教育機構から長野大学へ譲渡する予定であり、国が引継ぐ財産でないことから、評価の対象外となります。</p>
--	--

○上條会長

・本件については、国立研究施設の閉鎖に伴い、同様な研究を継続する公立大学法人に時価売払いすることで有効に活用できる事案であり適切であると思料いたします。

一方で、公立大学法人長野大学に設置されている現状の学部、学科を鑑みると、学生数、指導者の質、量で同種の研究が継続できるのか懸念されるところです。また、地方大学の経営については、学生の定員確保が厳しい現実があり、同大学が経営の革新に熱心であることは理解できますが、新学部、学科の新設に関する文科省の動向も不明なことから、経営の継続性、健全性について確認願います。

○西尾委員

・当該国有財産の長野大学への売払いは、既存施設の効果的な活用及び地域の振興と地域に根差した研究拠点の構築という点で、土地の活用方向として合理性

・ご懸念のとおり、昨今の少子化と学生の大都市集中傾向により、地方における大学経営環境は厳しいものとなっており、本大学においても定員の確保が難しい時期もありましたが、平成29年の公立大学法人化をはじめとした大学改革の取組が奏功し、平成29年度以降志願倍率は全国の公立大学の平均を上回り、近年は定員の確保が続き、黒字経営が出来ており、健全性は問題ないと考えております。

今後も、地域社会から評価される大学となるべく、受験生のニーズ及び地域企業などからの意見・要望を踏まえ、学部・学科編成の見直しを進めているものであり、本財産を取得し、研究所として活用することは、今後の経営の継続性、健全性を高めていく取組の一環と捉えています。

指導者の質、量の確保については、同研究所は、新たに設置予定の理工系学部の教育研究拠点に位置付けられていることから、新学部の設置に向け研究員を計画的に採用していく計画で、現在、機構とのクロスアポイント契約による研究者を1名確保しており、契約終了後はそのまま長野大学において研究・教育を継続する予定と聞いています。

また、既に近畿大学等他大学と共同研究を進めるなど、共同研究施設の拠点化を目指すことで研究の質、量を補っていくと聞いています。

・今後の災害等に対する対応としては、自治体等が発する注意報、警報及び避難情報に従い、必要な対応を迅速に行うとともに、

<p>が高く、望ましいものと考えます。</p> <p>一方、昨年、台風19号により長野県下において甚大な被害がもたらされたことは記憶に新しく、幸いにして当該施設は被災を免れたとのことですが、ハザードマップの浸水想定を考慮すると、今後、豪雨災害の被災の危険性があることも否定できません。令和7年度に理工系学部の設置を予定しているなど、今後は研究施設としてのみならず、教育の場としての活用も想定されているようですが、日常化する水害の危険性も十分に考慮いただき、避難誘導など、有事の際の対応についてマニュアルの作成や訓練の実施等、当該敷地を利用される際の防災意識の啓発にもあわせて取り組んでいかれることを希望いたします。</p>	<p>定期的に防災訓練を実施するほか、避難基準や避難経路・避難場所の掲示など、日常的な啓発を行い、防災意識の向上に努めると大学から聞いています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、大学にお伝えさせていただきます。</p>
---	--

●第3 諮問

<p>○長谷川委員</p> <p>・東京都渋谷区代々木の土地については、留保財産とした後、その利活用について引き続き渋谷区と交渉する可能性はあるのでしょうか。渋谷区側の考え方と併せて伺います。</p> <p>○斉木委員</p> <p>・東京都渋谷区代々木の財産について、渋谷区とのこれまでの交渉経緯および今後の見通しについて、差し支えない範囲で教えて頂きたいと存じます。</p>	<p>・留保財産となった場合、渋谷区との議論や民間のニーズを調査し、それを踏まえ、利用方針を策定することになります。</p> <p>なお、渋谷区は本地を活用したい模様であり、今後、留保財産として利用方針を検討していく中で具体的に確認していくこととなります。</p> <p>・令和元年10月審議会での答申後、渋谷区宛てに相手方決定の通知をしております。</p> <p>その後、渋谷区と見積合せをするにあたって、国と渋谷区との評価条件等に相違が生じないよう、国が発注する不動産鑑定業者に説明した鑑定評価の基本的事項等と同等の内容について情報提供を行い、令和2年2月と3月にかけて計5回の見積合せを行いました。国の予定価格に達せず、契約を締結することが出来なくなりました。</p>
---	---

<p>○上條会長</p> <p>・本件については適切なものと思料する。いずれも都内一等地であり、引き続き最善の有効活用手段について検討願います。</p> <p>○竹内委員</p> <p>・留保財産に関しては異存ありません。しかし、新潟の留保外とする財産については、幅員が5.8mありますので、接道条件に劣るとは考えられません。市街地内であり、公立学校に隣接する土地ですので、慎重に審議して欲しいと思います。</p> <p>○西尾委員</p> <p>・東京都渋谷区代々木の財産について、留保財産とすることに異論はございません。</p> <p>ただ、留保財産の条件に該当する本件を、第263回審議会において、渋谷区としての政策上の必要性に鑑み、時価売り払いが適当であると答申しております。その前段階において、財務省、渋谷区ともに多く</p>	<p>で、その旨、渋谷区に通知しております。</p> <p>また、今後、留保財産となった場合には、渋谷区との議論や民間のニーズを調査し、それを踏まえ、利用方針を策定することになります。</p> <p>・今後、留保財産となった場合には、地元公共団体との議論や民間のニーズを調査し、それを踏まえ、最適利用を図るための利用方針を策定させていただきたいと思えます。</p> <p>・本地の前面道路は幅員が5.8mあるもの一方通行となっており、周辺には保育園、小学校、中学校等があるため、車の往来に適しておらず、新たな公的施設の整備にはなじまないものと考えております。</p> <p>また、国や県などの行政機関は、市の都市計画マスタープランに基づき本地から離れた県庁周辺への集約が図られており、県や市に確認しましたが、本地における公的利用のニーズもありません。</p> <p>以上のことから、接道条件を含む立地条件を踏まえ、有用性が低く将来的にも公的な有効活用が見込まれないため、留保対象外としたものです。</p> <p>・今後、国有財産の活用を検討するにあたり、貴重なご意見として、参考とさせていただきます。</p>
--	--

の時間と労力を割かれ、協議を重ねてこられたものと拝察しており、審議会としても適当、と判断したものが実現されなかったことは残念です。

例えが適当であるかはわかりませんが、これは民間であれば、少なからず機会損失にあたるものではないかとも思います。

今後、国有財産活用を検討するプロセスにおいても、このような案件の再発を防げるようになることを期待いたします。

・新潟県新潟市中央区営所通の財産について、本件は、新潟市の中心部に立地し、新潟県知事公舎及び中学校に隣接、周辺には新潟大学の関係施設や小学校などが多くある、公共性の高い土地柄といえます。

おそらく、新潟市としても短期的な行政需要がないことから、特に国有財産活用の要望は挙げていないと拝察しましたが、国・県・市という行政機関の垣根を取り払って考えた場合、新潟市の中心部でまちづくりを進める上で公共性という観点では非常に高い価値をもっていると判断できます。

留保財産は、立地条件や希少性など民間不動産の評価と同様の基準で判断されるため、当該敷地は条件に該当しないと判断されるかもしれません。しかしながら、接道条件が劣るということは、当該敷地の利用の仕方によっては、高い公共性を発揮できるということも意味しており、中学校敷地との連携や、知事公舎との連携など、使い方により様々な可能性を見出すことができます。

現時点の留保財産の条件に該当しないという意味で、留保外とすることに反対するものではありませんが、今後、留保財産のもつ意味や可能性について、より幅広い観点からご検討いただくことも期待する旨、申し添えます。

・市の都市計画マスタープランに基づき、国や県などの行政機関は本地から離れた県庁周辺への集約が図られているところで

す。
また、ご指摘のとおり近接して知事公舎等が所在することから県や市に確認しましたが、本地における公的利用のニーズもありません。

以上のことから、立地条件を踏まえ、将来的にも公的な有効活用が見込まれないため、留保対象外としたものです。

3. 審議結果

以下のとおり、3 諮問とも委員の過半数から適当との回答が得られたため、諮問どおり決定された。

	適	否
第 1 諮問	1 3	1
第 2 諮問	1 4	0
第 3 諮問	1 4	0

(以 上)

第266回
国有財産関東地方審議会

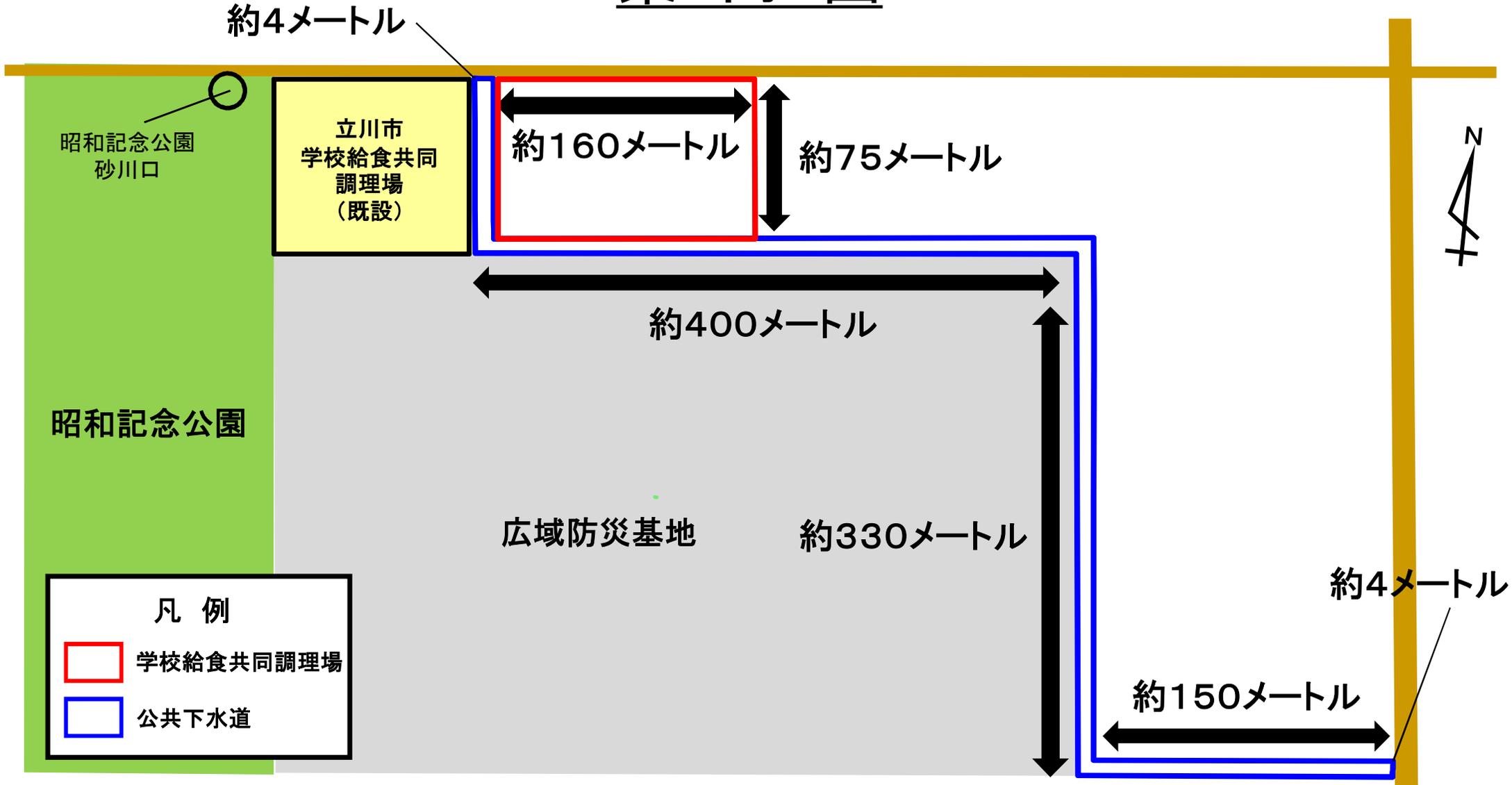
第1 諮問

東京都立川市泉町に所在する土地を立川市に対し、学校給食共同調理場敷地として減額売払いするとともに、公共下水道敷地として無償貸付けすることについて

位置図



案内図



空中写真



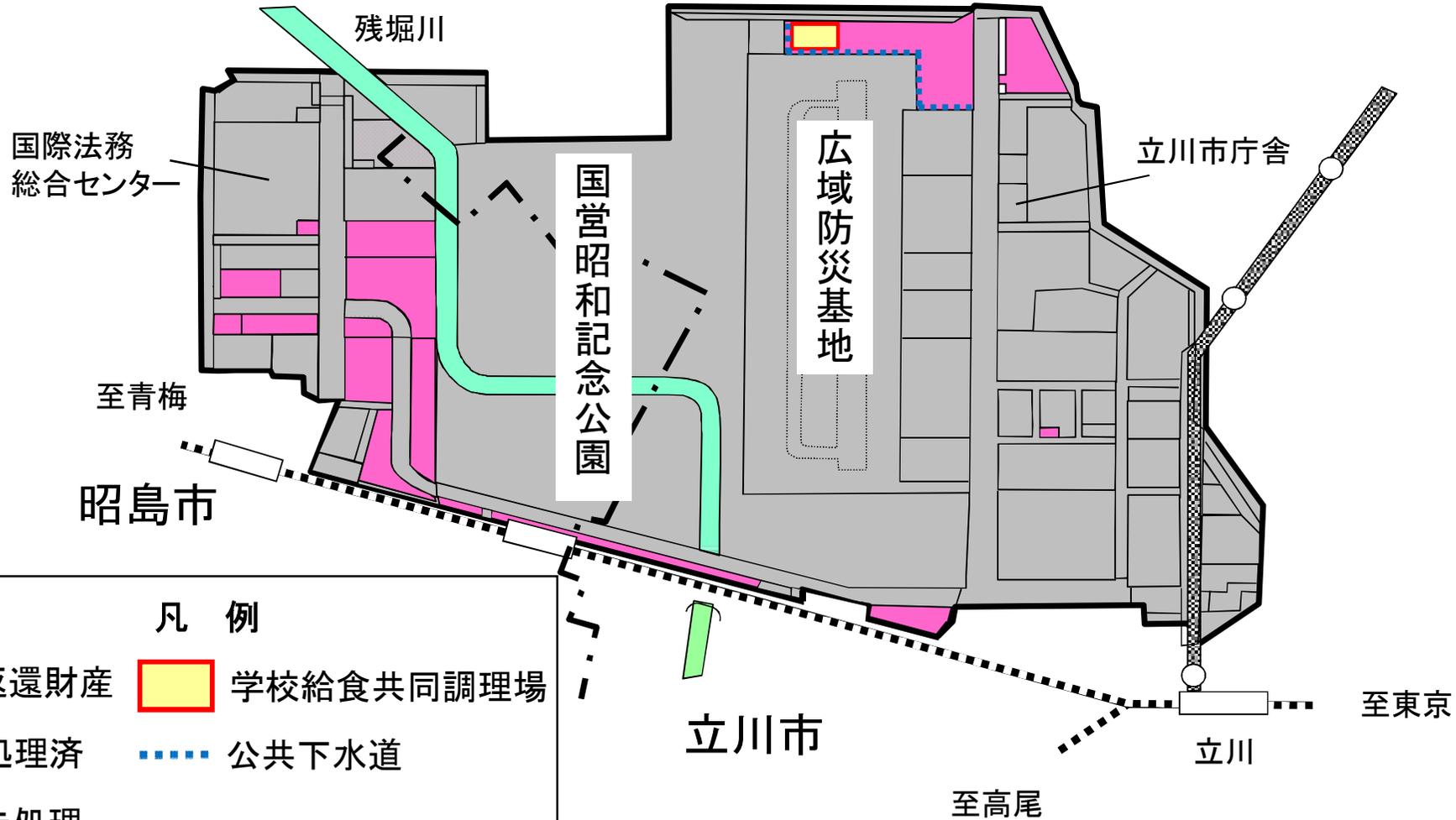
国土地理院空中写真を加工



経緯

昭和20年9月	連合軍により接收			
昭和51年5月 ～昭和52年11月	米軍から返還			
昭和54年11月	三分割答申(昭和51年6月)を踏まえた処理大綱 ※概ねその面積を3等分し、国利用・地元利用・留保地(当分の間、処分を留保)に区分して処理を行う。			
平成15年6月	財政制度等審議会答申 <table border="1" data-bbox="719 919 1995 986"><tr><td>原則留保、例外公用・公共用</td><td>➡</td><td>原則利用、計画的有効活用</td></tr></table> ※本答申に基づき利用計画の策定を地元公共団体に要請	原則留保、例外公用・公共用	➡	原則利用、計画的有効活用
原則留保、例外公用・公共用	➡	原則利用、計画的有効活用		
平成20年6月 ～平成21年12月	土地利用計画策定 【運動公園・学校給食共同調理場(H25.4開設済)など】			
平成31年4月	土地利用計画の見直し 【学校給食共同調理場(新設)・公共下水道】			

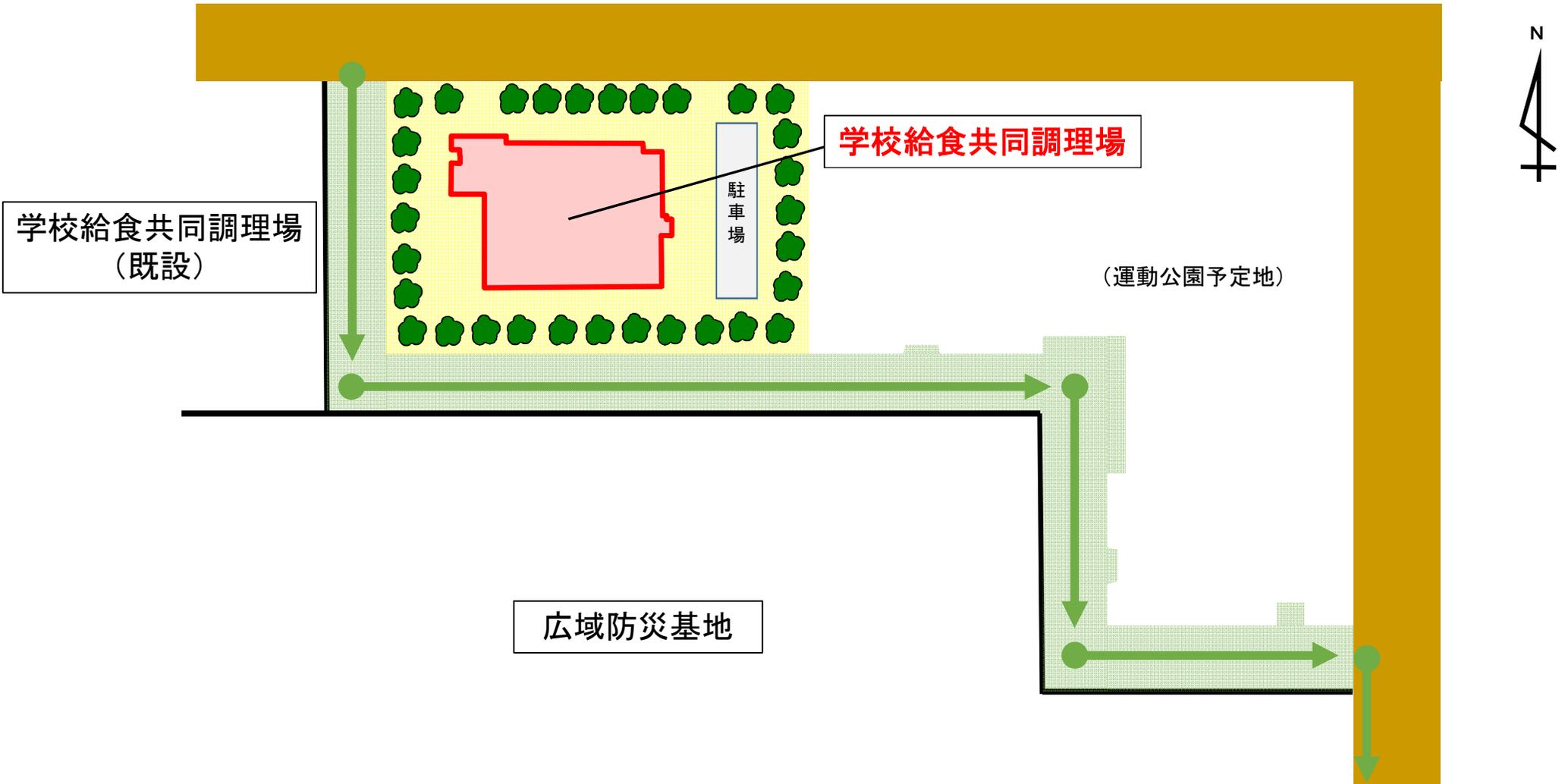
立川飛行場跡地処理状況図



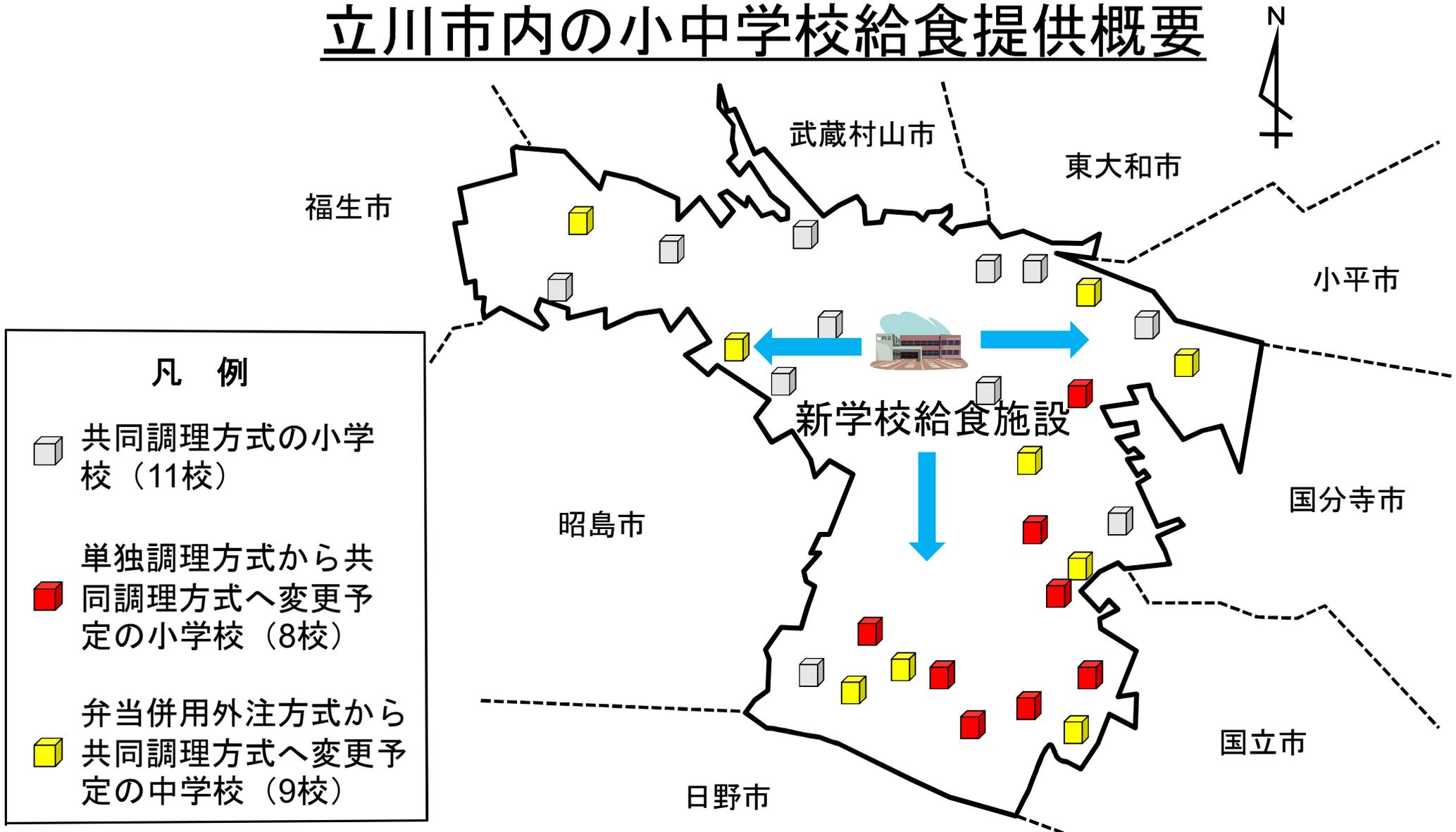
凡 例

- | | | | |
|--|------|---|-----------|
|  | 返還財産 |  | 学校給食共同調理場 |
|  | 処理済 |  | 公共下水道 |
|  | 未処理 | | |

利用計画図(給食調理場:イメージ)



立川市内の小中学校給食提供概要



新たな学校給食共同調理場の整備について

単独調理方式の小学校(19小学校中8校)

【現 状】

- ・校舎面積等の制約から、学校給食衛生管理基準に沿った、給食の安全性を保證する衛生管理に必要な整備が困難
- ・アレルギー対応食専用室の設置が困難

弁当併用外注方式の中学校(全9校)

【現 状】

- ・給食喫食率が低下《68.1%(H17)→49.6%(H26)》
- ・アレルギー対応についても未対応
- ・生徒や保護者から温かくて栄養のバランスに優れた給食の提供を求められている。

現在の学校給食共同調理場(11小学校)では対応困難

新たに給食共同調理場を整備する必要性について、地元市議会への報告やパブリックコメントを実施

新たに給食共同調理場を整備し、安全・安心な給食の提供を持続可能なものに

○安全・安心で効果的な仕組みを構築

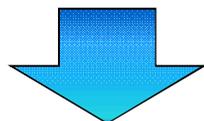
- ・学校給食衛生管理基準等に沿った、衛生管理の徹底
- ・アレルギー対応食専用室を設置し、食物アレルギーに対応した給食調理が可能
- ・コンテナ方式等、保温性の高い配送方法によって小中学校へ温かい給食が提供可能

○防災力の向上

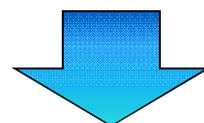
- ・災害時の炊き出し、アルファ化米の備蓄、受水槽の設置など、災害時対応機能を導入して防災力の向上に寄与
- ・一時避難所(小中学校)への災害支援物資提供を行う二次集積拠点としての役割

整備スケジュール（給食調理場：予定）

令和2年度 PFI事業者決定



令和3年度 PFI事業契約、設計



令和4年度 売買契約、設計建設工事



令和5年度 供用開始

処分条件等(学校給食共同調理場敷地)

所在地	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分	用途指定期間
東京都立川市泉町	土地	12,000㎡	立川市	学校給食共同調理場敷地	減額売払	10年間

- 処分条件の根拠 国有財産特別措置法第3条第1項第1号ハ
- 契約方式 随意契約
- 契約の根拠 会計法第29条の3第5項

利用計画図(公共下水道:イメージ)



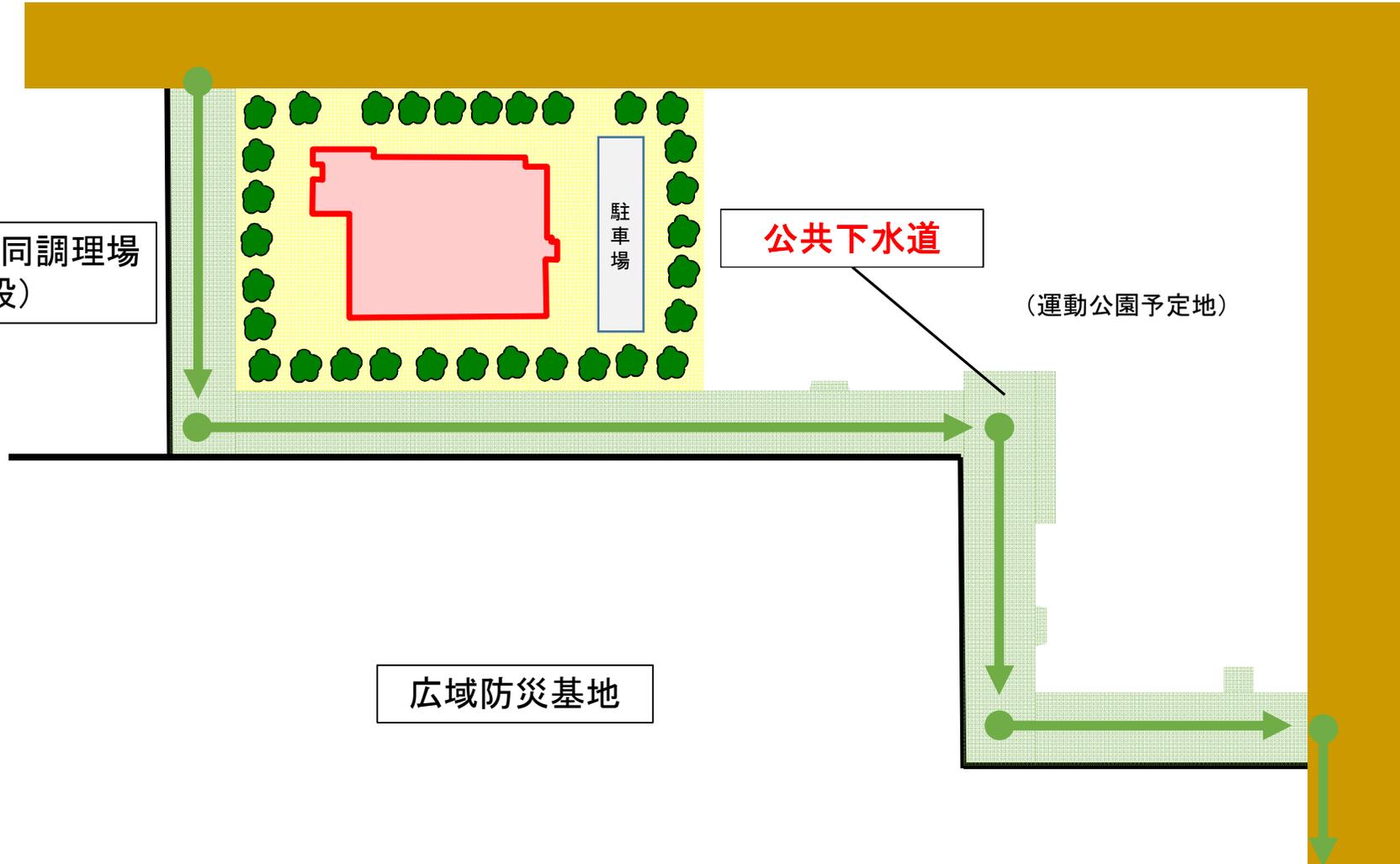
学校給食共同調理場
(既設)

駐車場

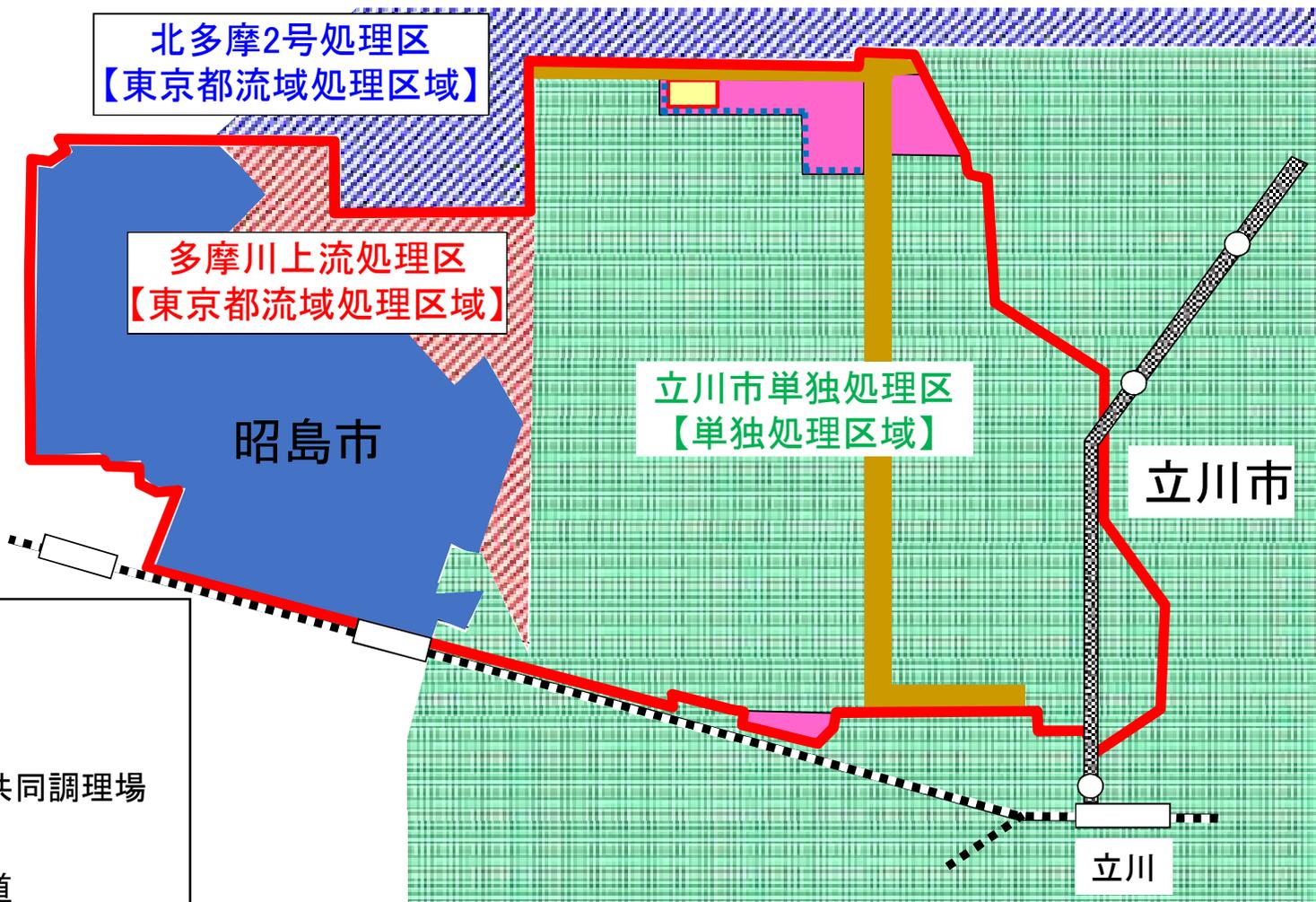
公共下水道

(運動公園予定地)

広域防災基地



本地周辺の下水道処理区



凡 例	
	返還財産
	留保地
	学校給食共同調理場
	道路
	公共下水道

整備スケジュール（公共下水道：予定）



処分条件等(公共下水道敷地)

所在地	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分	用途指定期間
東京都立川市泉町	土地	4,783㎡	立川市	公共下水道敷地	無償貸付	—

- 処分条件の根拠 下水道法第36条
- 契約方式 随意契約
- 契約の根拠 会計法第29条の3第4項

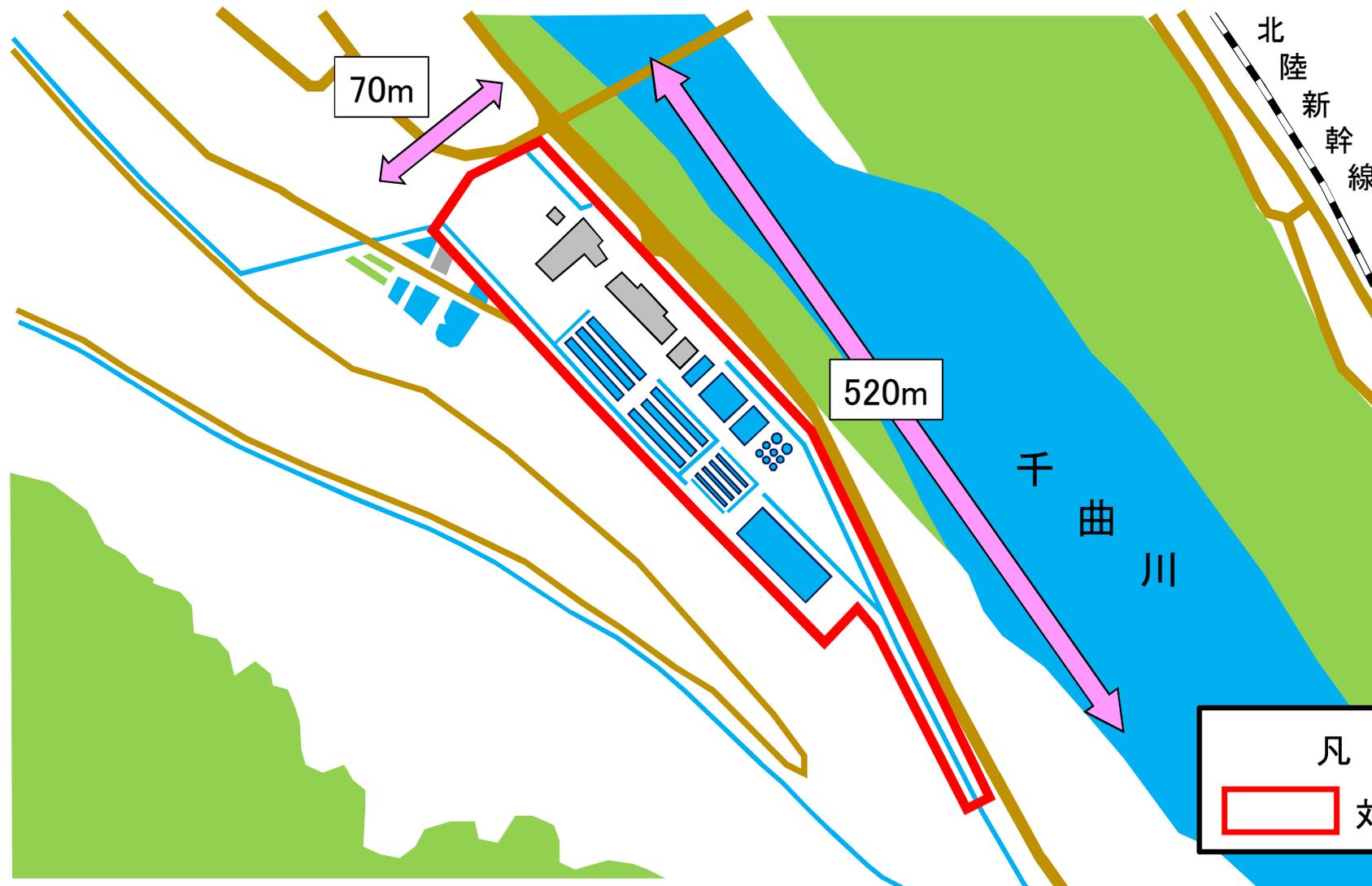
第2諮問

長野県上田市小牧字大田切に所在する土地及び建物等を公立大学法人長野大学に対し、大学施設及びその敷地として時価売払いすることについて

位置図



案内図



空中写真

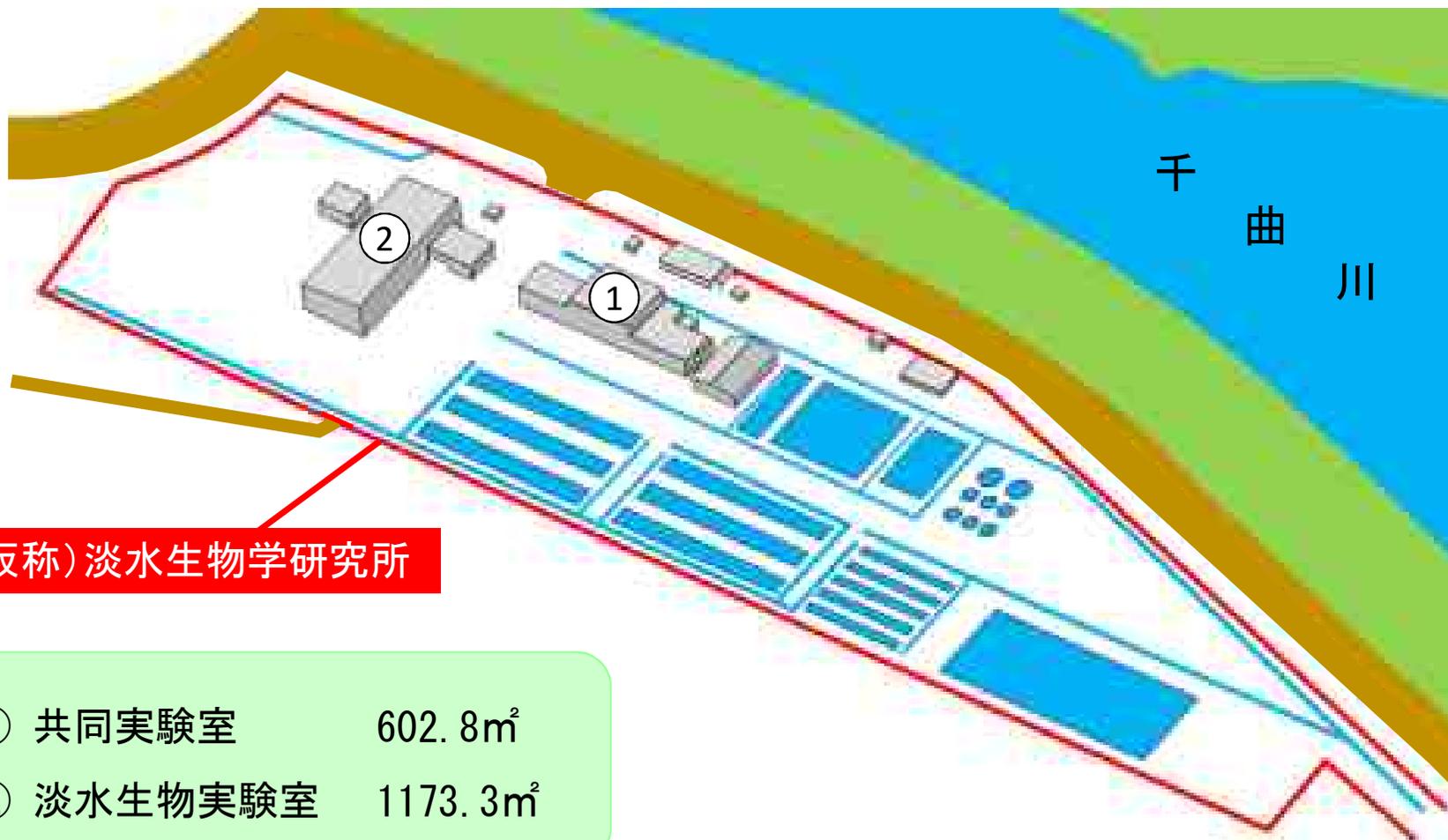


財産の沿革等

本財産は、国立研究開発法人水産研究・教育機構の旧中央水産研究所上田庁舎であり、今後国庫納付される予定

平成31年 3 月	中央水産研究所上田庁舎閉庁
平成31年 4 月～	機構から長野大学が借り受け
令和 2 年 8 月	長野大学より要望書提出
令和 2 年 9 月	国庫納付の認可

利用計画図



(假称) 淡水生物学研究所

- | | |
|-----------|----------------------|
| ① 共同実験室 | 602.8m ² |
| ② 淡水生物実験室 | 1173.3m ² |

現況写真



必要性及び緊急性

公立大学法人長野大学の概要、中期目標・中期計画

「地域と社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化を目指す」ことを理念に、昭和41年に旧塩田町(現上田市)の出資による公設民営大学として設立

平成29年4月

公立大学法人長野大学設立

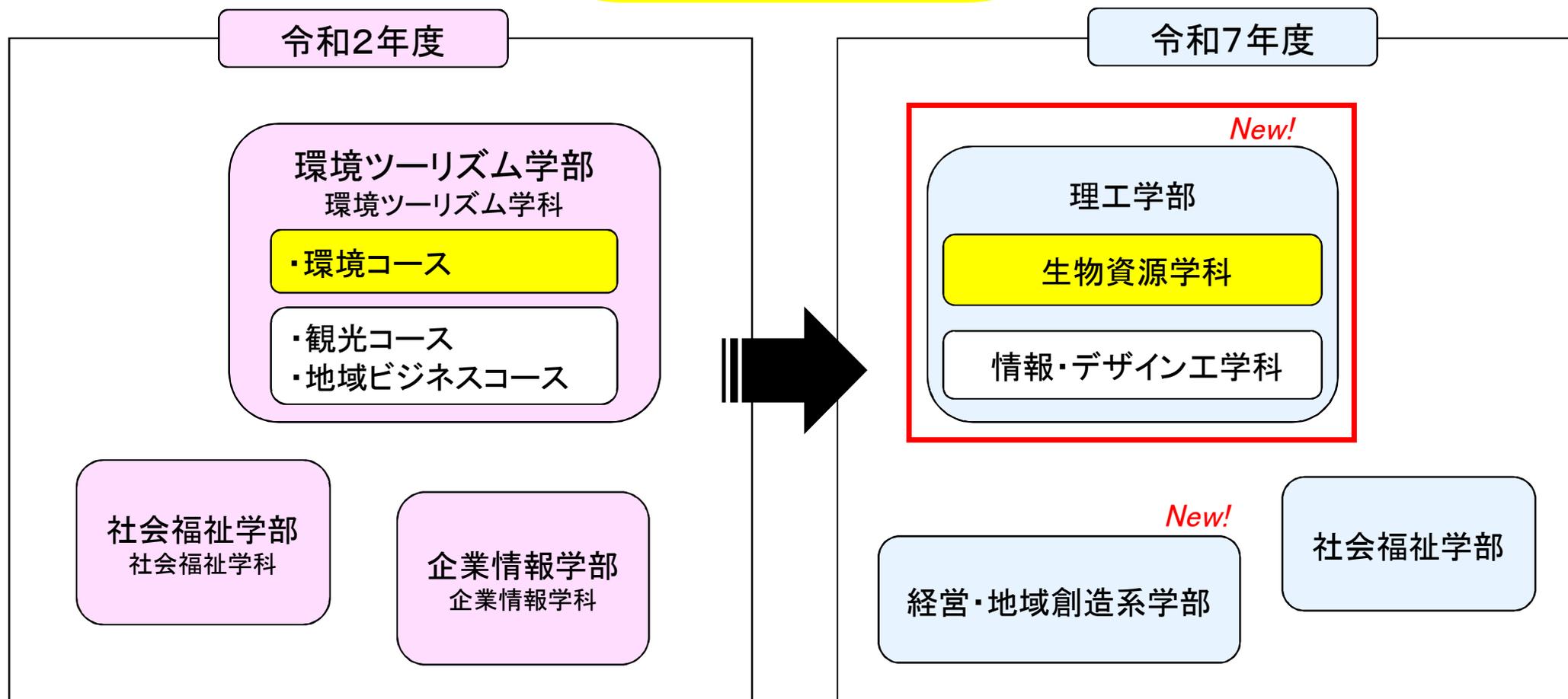
平成29年度

中期目標・中期計画を策定

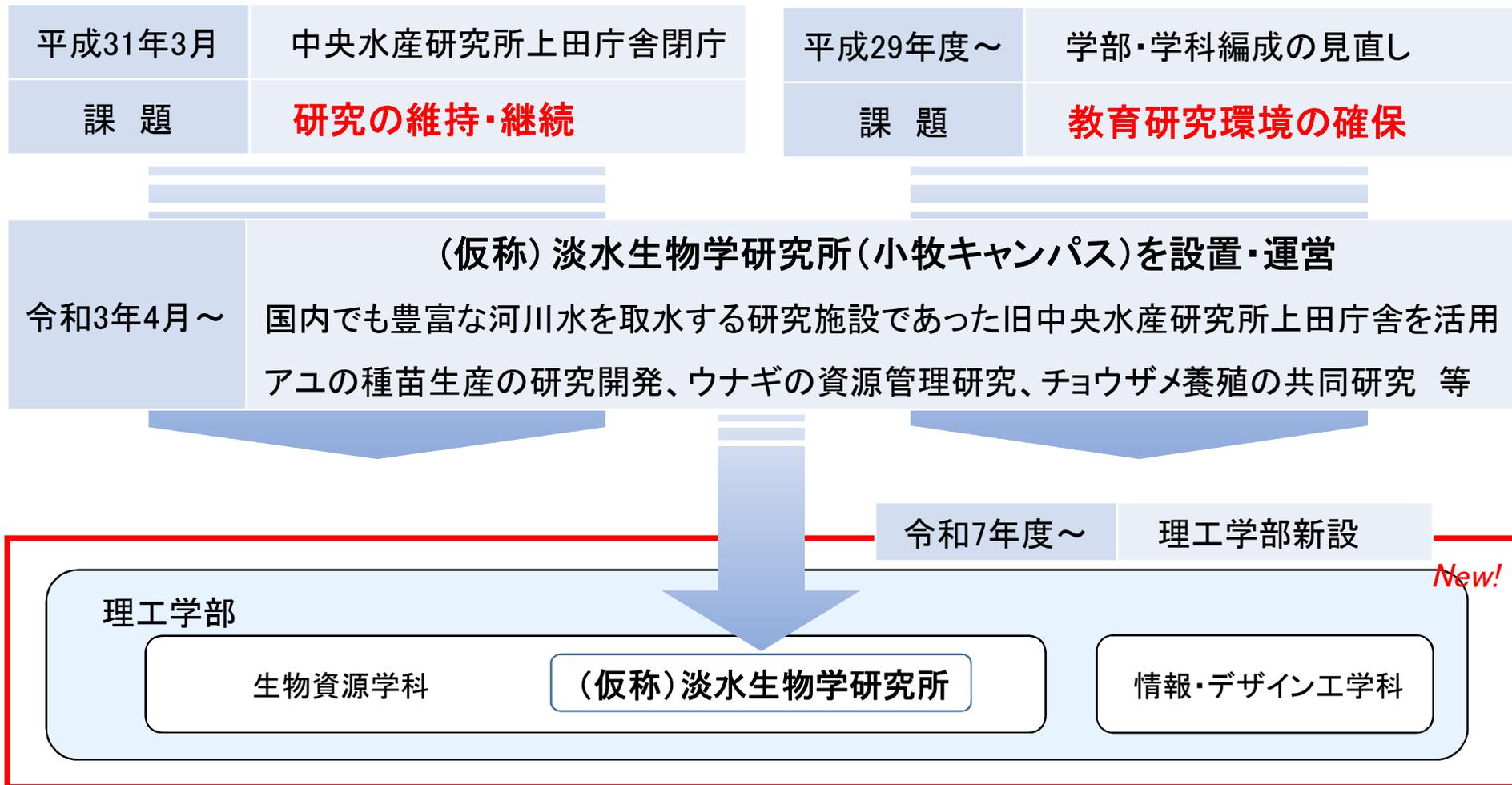
⇒ 学部・学科編成の見直し

必要性及び緊急性

学部・学科編成の見直し



必要性及び緊急性



処分等スケジュール

令和2年10月

国庫納付・管理委託契約締結



令和3年3月

売買契約締結



令和3年4月

(仮称)淡水生物学研究所開設



令和7年度

理工学部開設

処分条件等

所在地	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分	用途指定期間
長野県上田市 小牧字大田切 1088-1	土地 建物 工作物	24,092㎡ 2,097㎡ 一式	公立大学 法人 長野大学	大学施設及び その敷地	時価売払	10年

- 契約方式 随意契約
- 契約の根拠 会計法第29条の3第5項
 予算決算及び会計令第99条第21号

第3諮問

留保財産の選定について

関東財務局における留保財産の選定基準（決定）

- 次に掲げる「地域・規模に関する要件」に該当する未利用国有地等であって、立地条件、財産価値、人口・交通の状況等の財産の特性や地域の実情（以下「個別的要因」という。）も踏まえ、所有権を留保することが適当と認められるものについては、留保財産として取り扱うものとする。

地域		規模
都道府県	市区町村	土地面積
東京	特別区、武蔵野市、三鷹市	1,000㎡以上
神奈川	横浜市、川崎市、相模原市	2,000㎡以上
埼玉	さいたま市、川口市	
千葉	千葉市	
新潟	新潟市	

※ 留保財産の対象地域は、上記市区町村の行政区域のうち、最新の国勢調査に基づく人口集中地区(DID)とする。

- 上記1の「地域・規模に関する要件」に該当しない財産であっても、個別的要因を踏まえ、留保することが適当と認められるものについては、留保財産として取り扱うことができるものとする。



東京都港区白金台2-2-154

位 置 : 東京メトロ白金台駅の南東方約600メートルに位置

面 積 : 951.55㎡

用途地域 : 第一種中高層住居専用地域 (住宅、保育所・老人ホーム等公共施設、500㎡以下の店舗)

建ぺい率 : 60% 容積率 : 200%



【留保②】



東京都渋谷区代々木3-19-1外1筆

位置 : JR新宿駅の南西方約600メートルに位置

面積 : 9,471.25㎡

用途地域 : 商業地域 (店舗、事務所等)

建ぺい率 : 80% 容積率 : 500%





新潟県新潟市中央区営所通二番町692-5外1筆

位置 : JR白山駅の北東方約1.2キロメートル、JR新潟駅の北西方約2.0キロメートルに位置
 面積 : 4,144.55㎡
 用途地域 : 第二種中高層住居専用地域
 建ぺい率 : 60% 容積率 : 200%



主な除外理由：接道条件が劣るため

報告事項

国有財産関東地方審議会答申案件
の処理状況について

答申案件の処理状況

○ 過去5年間(平成27～令和元年度)の答申案件

(令和2年3月31日現在)

	答申	契約済のもの	契約に至っていないもの	取消ししたもの
平成27年度	8件	8件	0件	0件
平成28年度	12件	11件	0件	1件
平成29年度	4件	3件	0件	1件
平成30年度	4件	3件	1件	0件
令和元年度	※6件	2件	3件	1件

※第264回審議会で答申を得た留保財産については除く。

○ 平成26年度以前の答申案件のうち、処理が完結していないもの 2件

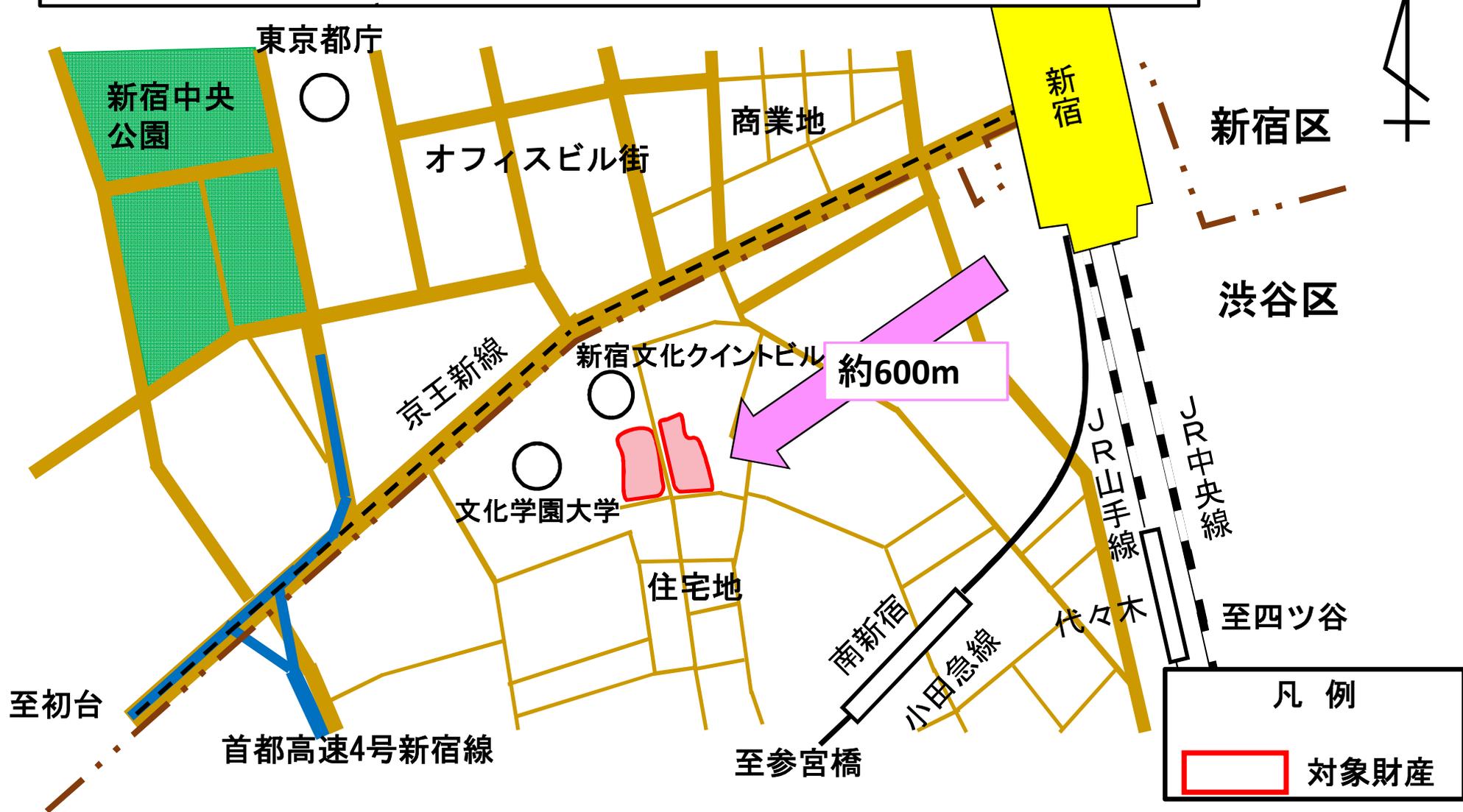
○新たに処分等方針を取消すこととしたもの

年度	審議会 開催日	付 議 内 容						取消理由
		所在地	区分	数量 m ²	相手方	利用計画	処理区分	
元	R1. 10. 15 (263回)	東京都渋谷区代々木 3丁目19番1外1筆	土地	9,471	渋谷区	区民住宅等 敷地及び特 別養護老人 ホーム等敷 地	時価売払	・渋谷区との見積り合せの結果、国の予 定価格の制限に達せず、契約締結に至ら なかったもの。

案内図

第263回答申事案

・所在地: 東京都渋谷区代々木3丁目19番1外1筆



○ 平成26年度以前の答申案件のうち、処理が完結していないもの

年度	審議会 開催日	付 議 内 容						進行状況
		所在地	区分	数量 m ²	相手方	利用計画	処理区分	
20	H20.8.4 (227回)	茨城県ひたちなか市 新光町103番のうち	土地	約54,300	ひたちなか市 及び東海村	ごみ処理 施設敷地	無償貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ処理施設（3.8ha） 平成21年3月30日無償貸付済 ・処理未済（1.6ha） 不燃ごみ処理施設整備を予定していた が、東日本大震災による復旧・復興を優先 させるため事業延期。 ※事業スケジュール（予定） 令和4年度 都市計画決定 令和5年度 無償貸付契約締結 工事着工

案内図

第227回答申事案

所在地：茨城県ひたちなか市新光町103番のうち



現況写真

第227回答申事案

所在地：茨城県ひたちなか市新光町103番のうち



○ 平成26年度以前の答申案件のうち、処理が完結していないもの

年度	審議会 開催日	付 議 内 容						進行状況
		所在地	区分	数量 m ²	相手方	利用計画	処理区分	
21	H21. 12. 2 (231回)	千葉県柏市柏の葉5丁目1 番1 外1筆	土地	128, 548	国立大学法人 東京大学	大学施設 敷地	時価売払	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方の予算の都合から、分割で売却することとし、第一段として平成23年度に7. 6haを売払済。 ・ 残りの5. 2haについては、平成26年度以降毎年度一定額を予算措置し分割で取得することとして、順次売払。 <p>平成23年11月1日時価売払 (7. 6ha) 平成26年11月19日時価売払 (0. 7ha) 平成27年10月14日時価売払 (0. 7ha) 平成28年10月31日時価売払 (0. 7ha) 平成29年10月31日時価売払 (0. 7ha) 平成30年10月31日時価売払 (0. 7ha) 令和元年10月31日時価売払 (0. 7ha)</p>

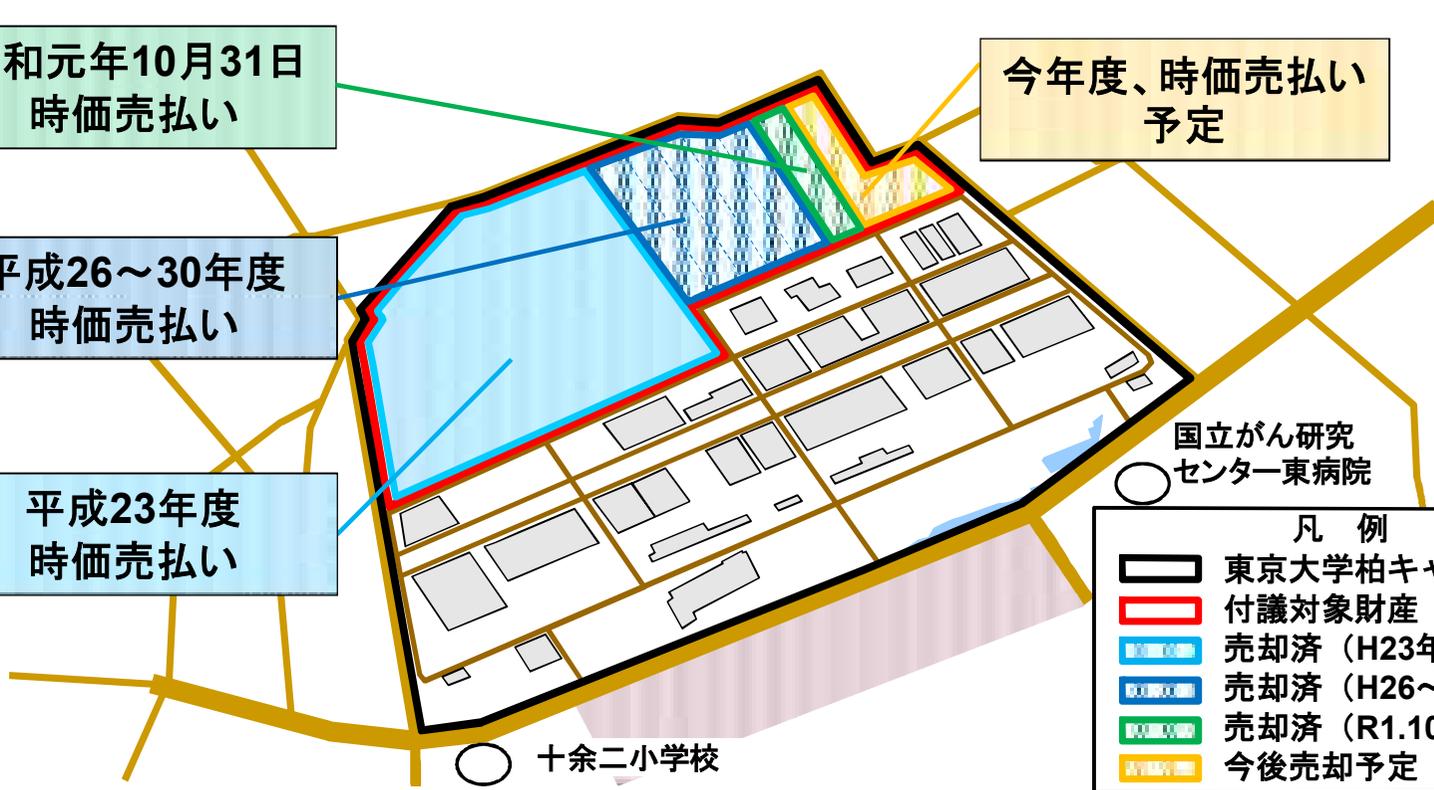
案内図 第231回答申事案
 所在地：千葉県柏市柏の葉5丁目1番1外

令和元年10月31日
 時価売払い

平成26～30年度
 時価売払い

平成23年度
 時価売払い

今年度、時価売払い
 予定



- 凡例
- 東京大学柏キャンパス
 - 付議対象財産
 - 売却済 (H23年度)
 - 売却済 (H26～30年度)
 - 売却済 (R1.10)
 - 今後売却予定